

松伏町災害廃棄物処理計画【概要版】

【1】背景及び目的

近年では、東日本大震災、広島市での土砂災害、関東・東北豪雨、熊本地震、九州北部豪雨などで大量の災害廃棄物が発生している。

災害廃棄物は短時間に膨大な量が発生するため、仮置場、収集運搬車両、処理先の確保が困難である。また、分別を徹底しないとその後の処理が困難になるなど、多くの課題がある。

そこで、災害廃棄物等の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえた松伏町（以下、「本町」という。）における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示した「松伏町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を作成し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指す。

【2】計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針及び松伏町地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

【3】基本的事項

◇災害廃棄物処理の基本方針

1. 適正かつ円滑・迅速な処理の実行

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行い、地域の生活環境の保全と早期の復旧復興に努める。

2. 分別・再生利用

- 災害廃棄物の分別を徹底することにより、できる限り再生利用を行う。
- 災害廃棄物由来の再生資材は、公共工事で積極的に活用するなど、利用先の確保を進める。

3. 目標期間内での処理の実施

- 災害廃棄物は、できる限り自区域内で処理を行う。本町で対応できない場合は、近隣市町村、民間事業者及び関係機関の支援・連携により、既存処理施設による県内処理を進める。
- 災害の規模により、既存処理施設における処理が困難な場合は、仮設処理施設や県外広域処理体制を構築し、処理を行う。

4. 合理的かつ経済的な処理

- 災害廃棄物の処理は、緊急性や困難さを考慮しつつ、合理的かつ経済的な処理方法を選択して処理を行う。

◇想定する災害

本計画では、埼玉県地震被害想定調査、地域防災計画で想定されている地震及び水害のうち、本町において最大規模の被害をもたらすと想定される災害を対象とする。

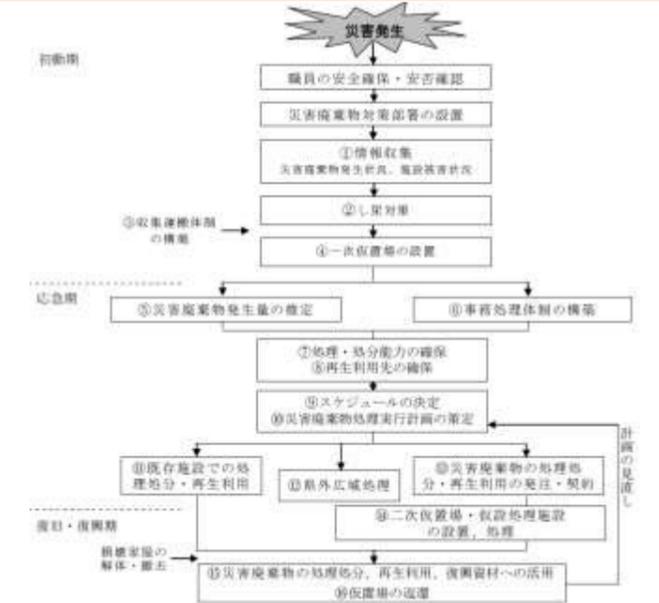
地震

	東京湾北部地震	茨城県南部地震
地震の規模・震度	M7.3 震度6弱	M7.3 震度6弱
避難者数（1週間後）	343	1,676
全壊家屋数	56	315
半壊家屋数	146	844
焼失家屋数	10	29

水害

	氾濫河川・指定の前提となる計画降雨	地域の浸水被害想定状況等
利根川	・利根川、広瀬川、早川、小山川が氾濫した場合 ・利根川流域、八斗島上流域の3日間総雨量318mm	・氾濫水は北から南へと移動し、堤防決壊の約9時間後に到達すると想定される。 ・築比地区を除く町域の約8割以上が浸水想定区域。
荒川	・荒川が氾濫した場合 ・荒川流域の3日間総雨量548mm	・氾濫水は、北から南へと移動し、堤防決壊の約40時間後に到達すると想定される。 ・築比地区、松伏地区の一部等を除く町域の約8割が浸水想定区域。

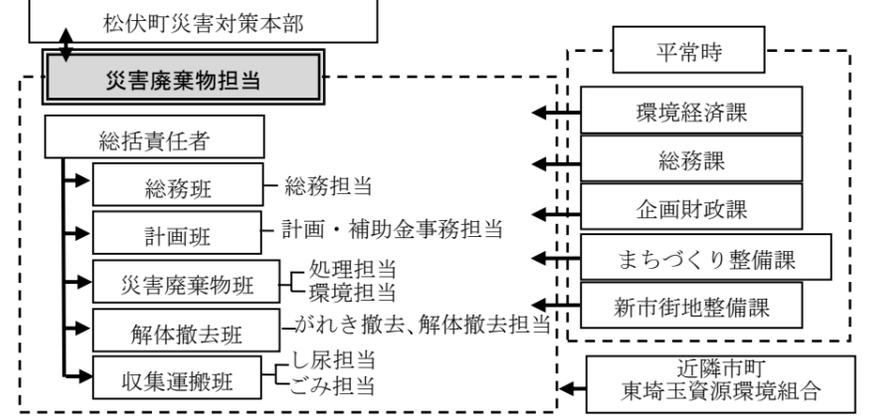
◇災害廃棄物処理に係る業務内容



- 災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興のため、できるだけ早く完了することを目指し、災害規模が大きい場合においても、**3年**を目処に災害廃棄物の処理を完了する。

【4】組織体制・指揮系統

- 災害発生時には、「松伏町災害対策本部」を設置する。
- 災害廃棄物に係る5つの業務別の班（総務班、計画班、災害廃棄物班、解体撤去班、収集運搬班）を編成し、対応する。
- 災害廃棄物処理にあたっては、本町が主体となり自区内処理を行うのが基本となるが、被害状況や災害廃棄物の発生量によっては、国・県および周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。



【5】災害廃棄物処理の対策

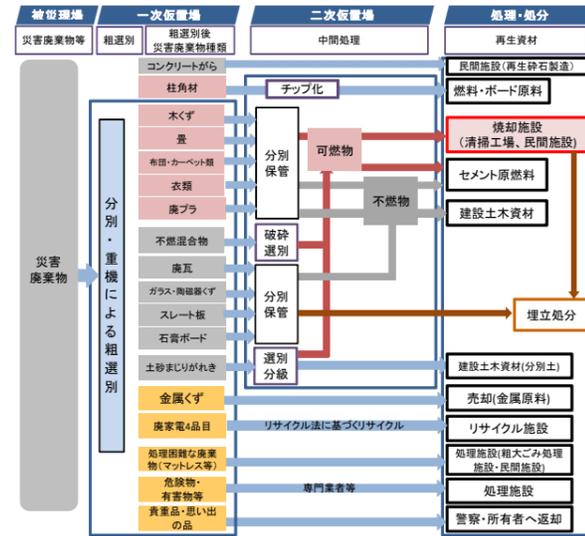
◇災害廃棄物処理方法の設定

1. 災害廃棄物の発生量

- 本計画で対象とした災害から発生する災害廃棄物量は地震で約**81千トン**(茨城県南部地震)、水害で約**42千トン**(利根川の氾濫)と推計している。

2. 災害廃棄物処理の流れ

- 災害廃棄物には、処理困難な廃棄物も多く含まれることから、県および関係機関と連携し、民間事業者や関係団体の協力を踏まえた処理方法を設定する。
- 災害の種類・規模に応じて処理フローを設定する。その際も、災害廃棄物の処理の基本方針、発生量、要処理量、本町の廃棄物処理施設の復旧状況を想定しつつ設定する。



災害廃棄物処理の流れ

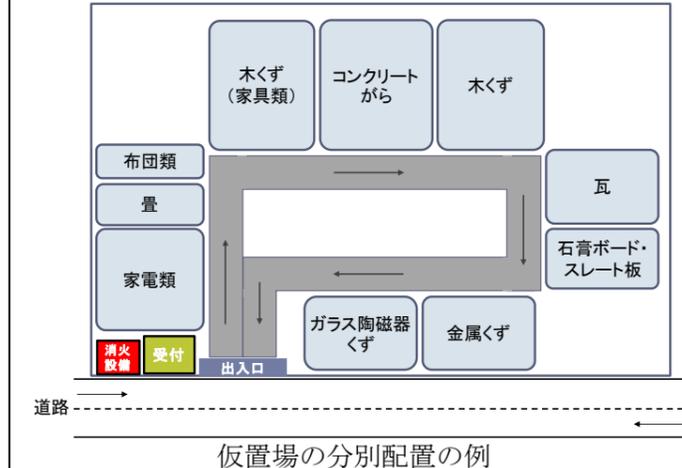
◇避難所ごみ・生活ごみ、し尿

1. 避難所ごみ・生活ごみ

- 本計画で対象とした地震が発生した場合の避難所ごみ・生活ごみの発生量は避難所ごみが約**1トン/日**、生活ごみが約**20トン/日**と推計している（茨城県南部地震）。
- 避難所等のごみは、環境衛生保全のため、避難所担当部署と連携を図り、ごみ置き場を設置して分別し、避難所開設後は**2日以内**を目処に収集を開始する。
- 生活ごみは、可能な限り**3日以内**を目処に通常の収集体制を確保する。

◇仮置場の設置

- 大規模災害時には、災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく「**一次仮置場**」を設置する。
- 推計した災害廃棄物量から、必要となる仮置面積を算定し、仮置場を設置する。
- 本町における一次仮置場の必要面積は最大で**3.8ha**と推定される。



仮置場の分別配置の例

- 仮置場では、円滑に通行できるように一方通行の動線とする。
- 仮置場内の配置が分かりやすいように配置図の事前配布または入口で配布する。
- 仮置場内の分別品目ごとの看板を設置し、分別の徹底する。

2. し尿

- 災害時には公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることも想定されるため、仮設トイレの設置、し尿の収集運搬を迅速に行う。
- 本計画で対象とした地震が発生した場合、避難所への避難者数及び断水による仮設トイレ必要人数が仮設トイレを使用するとした場合の仮設トイレの必要基数は、**32基（9kl/日）**と推定している（茨城県南部地震）。